

行田まちなか憩いの広場運用基準

1 安全性の基準

(1) 設備の安全確保

簡易店舗等の設備は、強風等にも耐えられるように設置すること。また、陳列又は展示した商品等が強風により散乱することのないよう、適切な管理を行うこと。

簡易店舗等の設備は、出店日ごとに設置及び撤去を行い、閉店後は速やかに持ち帰ること。

(2) 通行人等の安全確保

簡易店舗等の設備は、必ず指定された区域内に設置すること。また、店に並ぶ客や見学者が区域外にはみ出すことのないよう配慮すること。

(3) 食品等の安全確保

食品等を取り扱う場合は、衛生管理には十分注意を払い、万一、食品衛生法に基づく規制に係る違反等が発生した場合は、全て出店者の負担と責任において対処すること。

2 運営上の基準

(1) 秩序の維持

出店者は、暴力団、暴力団員との関係を有していないこと。また、そのことについて、警察署に照会することを承諾すること。なお、出店決定後、名義貸し及び暴力団との関係が明らかになった等の場合は、出店を取り消すこととする。

(2) 周辺環境の保全

出店者は、出店場所を汚損することがないように対策を講じ、万一、汚損したときは原状回復すること。

出店者は、出店に伴い発生したゴミ等は全て持ち帰ること。

出店者は、騒音や景観など周辺環境には十分配慮することとする。

(3) その他

出店者は、他人にその権利を譲渡し若しくは転貸し、又は金品をもって取引きしてはならない。

憩いの広場を運営する中で問題が生じた場合は、施設管理者である市が判断し出店者に改善を求めることとする。

出店場所における安全確保等の理由により、施設管理者である市から早急に退去を命じられた場合には、これに従わなければならない。なお、この場合において、施設管理者は出店者に対し、売上げや材料費等の補償は行わないものとする。